

令和3年 第7回 ふじみ野市農業委員会総会議事録

招集日時	令和3年7月26日	開会場所	ふじみ野市役所5階A大会議室		
開会の日時	開 会	令和3年7月26日	午後1時26分	議 長	
及び宣告者	閉 会	令和3年7月26日	午後2時 9分	議 長	
議 長	新 井 良 司				
No.	氏 名	出欠	No.	氏 名	出欠
1	粕 谷 雄 一	出	10	有 山 茂 幸	欠
2	久保田 清	出	11	岸 勇	出
3	駒 井 一 正	出	12	高 野 喜 好	出
4	早 川 英 希	欠	13	浅 海 伊佐男	欠
5	嶋 田 利 行	出	14	新 井 良 司	出
6	鈴 木 智 之	出	15	柳 川 嗣 於(最)	出
7	富 田 博 明	欠	16	塩 野 和 義(最)	出
8	星 野 秀 雄	欠	17	宮 寺 康 夫(最)	欠
9	原 田 宏 美	出			
出席者数	農 業 委 員 定 数 14名		出席者	9名	
	農地利用最適化推進委員 定数 3名		出席者	2名	
議 事 参 与 (説 明 者)			書 記		
葛籠貫 智 洋					
松 田 薫 樹					
有 山 俊 夫					
飯 塚 勝 貴					

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>令和3年7月26日</p> <p>議長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		<p>ふじみ野市農業委員会会長は、令和3年7月26日、午後1時30分、ふじみ野市役所5階A大会議室に農業委員会を招集した。</p>
日程第1	議長	<p>議長は午後1時26分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。</p>
日程第2	議長	<p>議事録署名委員に9番・11番委員を指名する。</p>
日程第3	議長	<p>日程第3、報告第19号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に関する件2件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第19号について終了します。</p>
日程第4	議長	<p>日程第4、報告第20号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件6件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第20号について終了します。</p>
日程第5	議長	<p>日程第5 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件、3件を議題とします。</p> <p>1番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>事務局 議案書朗読、説明。</p> <p>受人は申請地に隣接する法人の創業者で、同社の敷地は受人名義となっています。</p>

	<p>議長</p> <p>11 番委員</p> <p>議長</p> <p>3 番委員</p> <p>議長</p> <p>全 委 員</p> <p>議長</p> <p>全 委 員</p> <p>議長</p>	<p>平成 3 年に創業した法人は、産業用及び家庭用電器製品の部品の製造及び加工を行っています。</p> <p>業績は順調に推移しており、既存の敷地では手狭な状態になっていたため、平成 29 年に隣接地を購入しましたが、安全に運搬車両への納品物を積載するスペースが狭く、また駐車場及び運搬車両用の駐車スペースが不足している状況を解消するには至っていません。</p> <p>そのため、隣地所有者と交渉した結果、申請地を購入することの同意を得ました。</p> <p>申請地は駐車スペース及び運搬車両の納品物を積載するスペースとして使用する予定です。</p> <p>農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 2 種農地と判断します。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>7 月 14 日に 9 番委員、事務局 2 人の 4 人で現地調査を行いました。</p> <p>申請地について、以前は駐車場として使われていたようだが、現状は農地に復されているので、特に問題は無いと思います。</p> <p>地元委員さんは何かありますか。</p> <p>現地調査の報告のとおり、特に問題は無いと思います。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第 21 号 1 番の案件につきまして</p>
--	--	--

	<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>2番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>受人は平成30年に結婚して、現在は川越市の賃貸住宅に住んでいますが、手狭な状態のため自己用住宅の建築を考えています。</p> <p>勤務地及び実家がある川越市に近く、近隣に小中学校と商業施設が近くにあることを選定条件として、川越市及びふじみ野市の市街化区域内にて土地を探しましたが適地が見付からず、申請地を検討した結果、最適地と判断しました。</p> <p>申請地は小中学校にも近くにあり、商業施設も徒歩圏内にあるので受人の選定条件を満たしています。</p> <p>農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。</p> <p>なお、第1種農地は農地転用が原則不許可になりますが、集落に接続しているため第1種農地の例外基準は満たしています。</p>
	<p>議 長</p> <p>11 番委員</p>	<p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>7月14日に9番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は多少草が生えていましたが、畑として問題は無いと思います。</p>
	<p>議 長</p> <p>3 番委員</p>	<p>地元委員さんは何かありますか。</p> <p>現地調査の報告のとおり、特に問題は無いと思います。</p>
	<p>議 長</p> <p>全 委 員</p>	<p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p>

	<p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>9 番 委 員</p>	<p>質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第 2 1 号 2 番の案件につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>3 番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>受人は比企郡吉見町で土地を賃借して非鉄金属製品の製造・加工を行っていますが、土地所有者から別の用途で使用するため土地の返還を求められているので、事業を継続するための代替地を探しています。</p> <p>受人は川越市在住の長女と共同で事業を行っており、今後は長女を中心に事業を行う予定のため長女が住んでいる川越市及びふじみ野市近辺の土地、また、現在の取引先へは圏央道を使用することが多いため、高速道路へのアクセスが良い場所を条件に、市街化区域内で適地を探しましたが見付からず、本申請地の土地所有者と合意することができました。</p> <p>申請地は長女の自宅及び関越道三芳スマートインターから近く、圏央道へのアクセスも良いため条件を満たしています。</p> <p>農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 2 種農地と判断します。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>7 月 1 4 日に 1 1 番委員、事務局 2 人の 4 人で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は多少草が生えていましたが、畑として見れる状態でした。</p>
--	---	---

日程第 6	議 長	地元委員さんは何かありますか。
	3 番委員	現地調査の報告のとおり、特に問題は無いと思います。
	議 長	質疑はありますか。
	全 委 員	なし。
	議 長	質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。
	全 委 員	異議なし。
	議 長	異議なし賛成により、議案第 2 1 号 3 番の案件につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
	議 長	日程第 6、議案第 2 2 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1 件を議題とします。
	事 務 局	案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。 議案書朗読、説明。 農地を取得した相続人が、その農地等で農業を営む場合には、その農地の価格のうち、農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予し、相続人が死亡した場合には、猶予税額が免除されます。 農地の相続税納税猶予を新規に受けるためには、相続税納税猶予適格者証明書が必要となります。 適用の要件は、申告期限までに遺産分割されていること、特定市街化区域においては生産緑地であること（ふじみ野市旧大井町地域は対象外）、被相続人は対象農地で農業を営んでいた人または実際に畑で作業が出来なかった場合は経営権を持っていた人、相続人は既に農業を行っているか、または相続税の申告期限までに農業経営を開始しその後も引き続き農業経営を行うと認められる人となっています。
	議 長	この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。

日程第7	9番委員	7月14日に11番委員と事務局の4人で現地確認を行いました。
	議長	申請地は多少草が生えていましたが、農地として管理がされていきました。
	5番委員	地元委員さんには何かありますか。
	議長	申請者は被相続人と二人で農業経営を行っている方なので、問題は無いと思います。
	全委員	質疑はありますか。
	議長	なし。
	全委員	質疑がないようでしたら、議案第22号の案件について承認してもよろしいですか。
	議長	異議なし。
	全委員	異議なし賛成により、議案第22号の案件につきましては原案のとおり決定します。
	事務局	<p>日程第7、議案第23号、生産緑地取得の斡旋についての件、1件を議題とします。</p> <p>案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>3月の総会で生産緑地の主たる従事者証明についての議案にて審議した案件です。</p> <p>審議後に買取り申出者は市に対して買取り申出を行いましたが、市が買取りを希望しないため、生産緑地法第13条の規定に基づき市から農業委員会へ斡旋の依頼がありました。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>なし。</p> <p>質疑が無ければ、令和3年8月10日までに生産緑地の買取り希望申出がありましたら事務局まで連絡をお願いします。</p> <p>議案第23号について終了します。</p>

<p>日程第 8</p>	<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第 8 議案第 2 4 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、1 件を議題とします。</p> <p>案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>(農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について内容説明。)</p> <p>意見や質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>意見や質疑がないようでしたら、案件について変更内容は妥当とします。</p> <p>議案第 2 4 号について終了します。</p> <p>本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、令和 3 年第 7 回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>(終了 午後 2 時 9 分)</p>
--------------	---	--